

令和8年6月18日現在

- 原則として、補助金交付決定を受けた後に事業着手（発注・契約）してください。
- 補助金は、予算の範囲内で交付するものです。予算確保の観点から、できるだけ早くご相談ください。
- 本補助金は、令和9年3月16日（火）まで事業完了（代金支払いを含む）し、かつ、実績報告書を提出いただく必要があります。
- 実績報告書を提出いただいたのち、現地確認を町で実施し、その後、補助金を口座振込により支払わせていただきます。

【共通事項】

（事業の流れ）

問1 補助金の手続きの流れは。

原則的な事業の流れは、次のとおりです。

- ① 創業計画について白鷹町商工会から指導を受ける。
 - 商工会所在地 白鷹町大字荒砥乙 555-1
※山形中央信用組合荒砥支店とイタリア料理 SIATTACA 店舗の間にある白鷹町産業センター内
 - 商工会電話番号 0238-85-0055
- ② 町へ補助金交付申請書を提出（受付随時）
- ③ 町から補助金交付決定を受けた後、補助事業を実施（発注等）
- ④ 補助事業に係る代金を発注先業者へ支払
- ⑤ 事業完了（代金支払等）後14日以内又は当該年度の3月16日のいずれか早い日まで、町に実績報告書を提出
- ⑥ 町で補助事業の現地確認を実施
- ⑦ 請求書を提出いただき、町から申請者へ補助金を口座振込

（事業着手可能時期）

問2 補助事業はいつから着手（発注・契約等）できますか。

交付決定日から可能となります。

交付決定日前に事前着手（発注・契約等）を希望される場合は、事業計画協議書及び交付決定前着手届（様式第2号）を提出ください。この場合「事業計画協議書及び交付決定前着手届受領通知書」の発行日から着手可能です。

なお、事業計画協議書の受理は、本補助金の採択、申請額での交付決定を保証するものではありません。

（ほかの町補助金との関係）

問3 創業するにあたり、白鷹町地域おこし協力隊起業支援交付金の交付を受ける場合、本補助金を申請できますか。

補助対象となりません。

（同一設備に対する重複申請）

問4 同一設備について、国や県、町などから補助金の交付を受ける場合、本補助金を申請できますか。

同一設備については、重複して補助対象とはなりません。

別の設備について、他の補助金の交付を受けている場合は、対象となります。

（補助対象経費：施設整備費）

問5 施設整備費の補助対象範囲は。

次のとおりです。

- ① 土地購入費用：×
- ② 建物購入費用：×
- ③ 建物建設・増築費用：○
- ④ 建物（自己所有）改修費用：○
- ⑤ 建物（賃借）改修費用：○

（補助対象経費：施設整備費）

問6 店舗兼住宅の建物の場合、補助対象となりますか。

1階が店舗、2階が住宅である場合など、総合的にみて、客観的に事業部分と居住部分が明確に区分されていると判断できる場合に限り、1階の店舗部分は補助対象となります。

なお、店舗兼住宅における駐車場整備は補助対象外となります。

(補助対象経費：機械器具購入費)

問 7 補助対象外となる汎用品とは具体的にどのようなものですか。

乗用車、自転車、除雪機、パソコン・PC周辺機器、事務用プリンター、複合機、タブレット端末、携帯電話、電話機、その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの。

事業専用に使用するものであっても、汎用性が高いものは、補助対象外となります(例えば、会計用にレジスター代わりにタブレット端末を使用するような場合も、補助対象外です)。

(補助対象経費：機械器具購入費)

問 8 リース又はレンタルする設備は補助対象となりますか。

補助対象となりません。

(補助対象経費：機械器具購入費)

問 9 中古品は、補助対象となりますか。

中古品であることをもって一律に補助対象外とはしませんが、価格の妥当性の確認のため、新品の通常価格のわかる書類や2社以上から見積書徴収等、確認資料を追加で提出いただく場合があります。

なお、個人からの購入、オークションサイト、フリマサイトでの購入は対象外です。

(補助対象経費：機械器具購入費)

問 10 空調設備（エアコン）は補助対象となりますか。

1階が店舗で、2階が居宅であるような場合において、1階の店舗に設置する場合のように、事業専用に使用することが明白である場合は、対象となります。

(補助対象経費)

問 11 不動産業を新たに始める場合に、賃貸アパートの整備費や、改修して貸し出す予定の空き家にエアコンを整備する費用は補助対象となりますか。

また、リース業を始める場合に、貸し出す機械器具の購入費用は補助対象となりますか。

補助対象となりません。

(支払方法)

問 12 クレジットカードでの支払いは可能ですか。

可能です。

ただし、実績報告時まで、引き落としされる場合に使用ください。

また、クレジットカードの利用明細とクレジットカード会社からの請求額が引き落としされていることが分かる書類（通帳のコピーなど）を提出してください。

（補助事業期間）

問 1 3 令和 9 年 3 月 1 6 日まで完了しなければならないことは何ですか。

建物改修や機械器具の購入（納品・検査・引渡）等の完了や、発注先への支払い、町への実績報告書の提出まで完了する必要があります。

なお、実績報告書は、補助事業が完了した日の翌日から起算して 1 4 日以内または令和 9 年 3 月 1 6 日のいずれか早い日まで提出する必要があります。

従って、9 月 3 0 日で機械器具等の購入・納品、支払い等申請した事業がすべて完了した場合は、1 0 月 1 4 日まで実績報告書を提出する必要があります。

（補助金の交付時期）

問 1 4 本補助金はいつ受け取れますか。

書類に不備等がなければ実績報告書提出から概ね 3 ～ 4 週間後になります。

【創業支援事業】

（創業計画の様式について）

問 1 5 白鷹町商工会から創業計画について指導を受けることとされていますが、創業計画を作成するのに様式はありますか。

日本政策金融公庫のホームページに、融資相談する際の創業計画書の様式と記入例が掲載されていますので、ご活用ください。

●日本政策金融公庫ホームページ

https://www.jfc.go.jp/n/service/dl_kokumin.html

（特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書の取得時期）

問 1 6 補助率で優遇を受けるための特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書は、交付申請時点で取得しておく必要がありますか。

証明書は、実績報告時までに取り得ていれば、補助率で優遇を受けることができます。

交付申請時において、特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書の取得意向がある場合は、事業計画書で「取得予定」を○で囲み、補助金額は、証明書が取得できた場合の補助

率で算定してください。

なお、実績報告書の提出まで取得できなかった場合は、証明書の取得がない場合の補助率にて補助金額を算定することとなります。

(特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書の発行を受けるための創業塾、創業セミナーの開催情報)

問 1 7 特定創業支援等事業の証明書の発行を受けるための、創業塾や創業セミナーは、いつ・どこで開催されていますか。

下記の山形商工会議所のホームページにて、山形県内で開催される創業塾、創業セミナーの情報が確認できます。なお、白鷹町内で創業される方は、山形県商工会連合会が例年8月下旬から9月上旬頃に開催する創業塾を受講される方が多い状況です。

●山形商工会議所の創業関連ホームページ

https://www.yamagata-cci.or.jp/sogyo-ouen/sp_03.html

(補助対象者)

問 1 8 創業から1年以内とは具体的にいつまでを指しますか。

創業日は、個人事業主の場合にあつては税務署に提出した開業届に記載した開業日、法人の場合にあつては法人設立の日を指します。ただし、開店日等営業を開始した日を証明できる場合においては、当該営業を開始した日を創業日とします。

本補助金の対象となるのは、上記創業日から1年以内に補助金交付申請書（又は、事業計画協議書及び交付決定前着手届）を提出したものです。

(会社の取締役となっている者)

問 1 9 現在、株式会社の取締役をしていますが、辞めて、自分で新たに会社を設立し、独立して創業したいと考えていますが、補助対象となりますか。

代表権のない取締役の場合は、基本的に補助対象となりますが、現在の会社との資本関係の状況等により実態として創業と捉え難いような場合は、補助対象外とします。

なお、法人の代表権のない取締役の場合は、特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書の発行対象になります。

(他市町村で事業を営んでいる方)

問 2 0 他市町村で、既に事業を行っている者が、新たに白鷹町で事業を開始する場合、補助対象となりますか。

白鷹町に2店舗目として出店する場合、他市町村にある店舗を閉店し移転する場合、両方とも対象となりません。

(過去に事業を営んでいた経験のある方)

問21 過去に個人事業主として事業を行っていたが廃業し、現在はサラリーマンをしている。再度、個人事業主として事業を行う場合、補助対象となりますか。

過去に、本補助金の交付を受けていなければ、補助対象となります。ただし、短期間サラリーマンを挟んだのみであるような場合は、補助対象としません。

(法人成り)

問22 個人事業主である者が、新たに会社を設立して事業を行う場合は対象となりますか。

対象となりません。

(家族からの事業承継)

問23 親が経営していた飲食店を引き継いで、当該飲食店経営を子供が開始する場合、補助対象となりますか。

対象となりません。

また、事業承継については、親族内承継、第三者承継とも、特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書の発行対象になりません。

【事業多角化支援事業】

(事業多角化の該当性)

問24 どのような事業が事業多角化支援事業に該当しますか。

事業多角化事業と認められるためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

- ① 製品又は商品若しくはサービスの新規性があること
- ② 市場の新規性があること

該当する事例

- 建設業を営む事業者が、新たに飲食店の経営を始める

該当しない事例

- × 洋菓子製造小売店が、飲食店営業許可を新たに取得し、店舗内にイートインスペースを設ける

(事業多角化の補助対象経費)

問 2 5 事業多角化支援事業で町補助金の交付を受けた施設、機械器具等を既存事業に使用することはできますか。

既存事業に使用することはできません。また、既存事業に使用のおそれがあると判断されるものは補助対象経費として認定できません。